

海外経済要録

国際機関

◇第5回国連貿易開発理事会の開催

第5回国連貿易開発理事会(TDB)は、8月15日から9月19日までジュネーブにおいて開催された。

今回の会議は、明年2月に第2回国連貿易開発会議(UNCTAD)をひかえていることから、主としてその準備に関する討議が行なわれ、第2回UNCTADの議題が次のとおり決定された。

(1) 貿易と開発の動向と問題点

第1回国連貿易開発会議における諸勧告の実施状況、東西貿易、食糧需給問題

(2) 一次産品問題

商品協定(緩衝在庫、商品多角化、価格安定)

(3) 低開発国の製品、半製品輸出拡大問題

特恵、地域協力

(4) 経済成長、開発融資、援助問題

援助条件の緩和、対外債務の縮小、補足融資^(注)

(5) 貿易外取引、海運問題

運賃、低開発国の海運振興

(6) 低開発国間における貿易の拡大と経済統合問題

なお、今回のTDBでは、上記のほか、①国際貿易センターの設立決議、②IDA(第2世銀)の増資促進勧告、③ココア協定の早期妥結決議、などの採択が行なわれた。

(注) Supplementary financing。IMFの輸出補償融資制度(Compensatory financing)等を補完するものとして、長期的に輸出収益が見込み額に達せず、そのため経済開発計画の推進が阻害される場合、世銀機関が長期金融を行なうこととする構想。

◇エカフェ、地域決済機構に関するセミナーの開催

エカフェの地域決済機構に関するセミナーは、8月21日から28日まで、バンコックにおいて開催された。

本セミナーには、わが国をはじめインド、タイ、インドネシア、豪州等エカフェ域内14か国の金融専門家(個人の資格)およびIMF、アジア開銀の代表が参加し、エカフェ域内貿易拡大のための地域決済機構に関して討議が行なわれ、各専門家の意見を繰り込んで報告書が作成された。同報告書は今後各政府により検討され、その結果、決済機構の設立に関して積極的な意見のある政府代表者により、明年夏ごろ具体的なスキームを策定す

る会議が開かれることとなった。

米州諸国

◇米国、預本金利規制法の1年延長を決定

米国議会は、昨年9月、1年間の時限法として発効した預本金利規制法^(注)をさらに1年延長する旨決定した。この金利規制法は、昨年の金融ひっ迫時において、商業銀行と貯蓄金融機関との資金獲得競争を緩和し、同時に銀行信用の増大を抑制する目的で、連邦準備当局の要請により臨時のものとして成立したものであるが、その後、連邦準備当局はこれを恒久立法とするよう強く要請していたものである。

(注) 同法の内容は次のとおりである。

- (1) 連邦準備制度に対し、預金種類・額面別に異なった金利最高限度を設定する権限を付与する。
- (2) 連邦準備制度非加盟の商業銀行および連邦預金保険制度加盟相互貯蓄銀行の預本金利を規制するため、連邦預金保険会社に同様の権限を付与する。
- (3) 連邦住宅貸付銀行に対し、貯蓄貸付組合の出資証券配当率最高限度を設定する権限を付与する。
- (4) 定期預金に対する準備率の法定最高限度を6%から10%に引き上げる。

なお、同法に基づき連邦準備制度および連邦預金保険会社が、直ちに10万ドル未満の小額定期預金に対する金利最高限度を5.5%から5%に引き下げた(相互貯蓄銀行については額面いかんにかかわらず適用)ほか、連邦住宅貸付銀行も、初めて貯蓄貸付組合出資証券配当率の最高限度を設定(商業銀行よりもや高めの線)した。

欧洲諸国

◇英蘭銀行、市場レートによる7日間貸出を実行

英蘭銀行は8月1日、市場レートによる7日間貸出を初めて実行した。市場レートによる貸出は、市場金利を変動させずに金融市场のひっ迫を解消するため、事務手続の煩さなオペレーションに代わる手段として、昨年9月、overnight貸出の形で導入^(注)され、本年にははじめてからは、市場レートによる5日間貸出が3月23日に、2日間貸出が4月24日に、それぞれ初めて実行された。今回の措置は、市場レートによる貸出の期間を7日間今まで拡大したもので、この結果、英蘭銀行の金融政策は、伝統的な市場調整策(公定歩合による7日間貸出およびTBオペ)や昨年來導入されている「公定歩合によるovernight貸出」、「公定歩合による6日間と8日間の組み合わせ貸出」(貸出期間を半額は6日間、他の半額は8日間とすることによって市場の受けける返済圧力を和らげようとするもの)などとあいまって、いっそう多様化されることとなった。

(注) 英蘭銀行の通常の貸出形態は公定歩合による7日間貸出であり、

また、同行は1963年1月以降、金融引締めを強化する必要がある場合、公定歩合を上回るレートで貸出を行なうという戦前の慣行を復活、随時実行してきたが、公定歩合を下回るレートで貸出を行なった前例はない。

◇英蘭銀行、1966年末の対外資産・負債残高を発表

英蘭銀行は、9月8日公表の四半期報において、1966年末における英國の対外資産・負債残高を明らかにし(下表参照)、概要次のとおり述べている。

(1) 英国対外ネット・ポジション(資産と負債の差額)は、1964年末から1966年末までの2年間に約270百万ポンド悪化(資産超過額が減少)した。これは、短期ネット・ポジション(IMFポジションおよび貿易信用を含む)が、IMFからの巨額の借り入れを反映して約340百万ポンド悪化したためであり、他方、長期ネット・ポジションは、政府の対外貸付の増加に伴う公的部門の改善(負債超過額が減少)により、約70百万ポンド改善(資産超過額が増大)している。

(2) 上記のごとく、ポジションは1964年に比べ悪化をみているものの、1966年末における対外ネット・ポジションは約14億ポンドの資産超過であり、これは1962年末

(約13.5億ポンドの資産超過)を上回っている。

しかも、利息収入の大きい長期ポジションが大幅な資産超過(約38億ポンド)であり、金利負担の軽い短期ポジションが負債超過(約24億ポンド)である点注目される。

(3) もっとも、長期資産の多くは流動化が容易でなく、キャピタル・ロスおよび将来の貿易外受取りの減少という犠牲を払わなければ換金できないことを銘記すべきである。

(参考) 英国の対外資産・負債残高は、1962年末および1964年末につき、それぞれ1964年3月および1965年12月公表の英蘭銀行四半期報において発表されているが、今回発表分はこれらと一部計数分類を異にしている。

◇英国、1967年第2四半期の国際収支を発表

英国政府は9月14日、本年第2四半期の国際収支を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 基礎的収支は43百万ポンドの赤字と前期(当初23百万ポンドの黒字と発表されたが、今回14百万ポンドの赤字と修正された)に引き続き赤字となった。これは前年

英 国 の 对 外 资 产・负 债 残 高

(年末現在、単位・百万ポンド)

	資 产			负 债			差 引 (+ 資産超過 - 負債超過)		
	1962年	1964年	1966年	1962年	1964年	1966年	1962年	1964年	1966年
短 期									
公 的(注1)	1,360	1,272	1,287	2,527	2,835	2,932	- 1,167	- 1,563	- 1,645
民 間(注2)	2,103	3,003	4,497	2,731	3,690	4,969	- 628	- 687	- 472
計	3,463	4,275	5,784	5,258	6,525	7,901	- 1,795	- 2,250	- 2,117
長 期									
公 的(注3)	709	838	983	2,650	2,574	2,536	- 1,941	- 1,736	- 1,553
民 間(注4)	7,855	9,180	9,600	3,220	3,680	4,210	+ 4,635	+ 5,500	+ 5,390
計	8,564	10,018	10,583	5,870	6,254	6,746	+ 2,694	+ 3,674	+ 3,837
I M F (注5)	696	696	871	517	881	1,553	+ 179	- 185	- 682
貿易信用	376	491	560	102	150	195	+ 274	+ 341	+ 365
合 計	13,099	15,480	17,798	11,747	13,810	16,395	+ 1,352	+ 1,670	+ 1,403

(注1) 資産—金・外貨準備、政府保有ドル証券。

負債—海外居住者(IMFを除く)保有の政府証券等、英蘭銀行等における海外預り金(IMF保有分を除く)、外国中央銀行の対英借款に伴い発生した外貨建預り金、英國地方公共団体の海外からの短期借入れ。

(注2) 資産—英國金融機関および居住者の対外短期資産。

負債—英國商業銀行および賦払い信用会社の海外からの預り金、借り入れ金等。

(注3) 資産—政府間貸付およびその他の対外貸付、國際金融機関(IMFを除く)への出資。

負債—政府間借入れ、海外居住者(金融機関、金融当局および國際機関を除く)が保有する政府証券、英國地方公共団体の海外からの長期借入れ。

(注4) 資産—証券投資および直接投資、個人など会社以外のものが保有する不動産。

負債—英國の会社が発行する証券に対する投資、直接投資、個人など会社以外のものが保有する不動産。

(注5) 資産—英國の出資。

負債—基金保有のポンド、基金預託の金。

同期(67百万ポンドの赤字)に比べれば若干の改善といえるが、昨年第4四半期に大幅な黒字(136百万ポンド)を計上しただけに、年初来の悪化傾向が注目されている。

基礎的収支がこのように悪化したのは、貿易収支の不振により経常収支が大幅赤字(103百万ポンド)を計上したためである。貿易収支の不振について英蘭銀行は、9月8日公表の四半期報において、米国および欧州諸国の需要減退を主因に輸出が伸びず、他方、輸入課徴金撤廃の反動または欧州諸国からの輸出ドライブの増大(操業率の低下を回避するため既存契約の消化を促進した事情など)により、たばこ、食料品および資本財を主とする完工工業品の輸入が増加したためと説明している。

(2) 調整項目(注)の黒字(54百万ポンド)は、前期(189百万ポンドの黒字)比大幅減少をみせているが、これは、前期大量に流入した国際短資が、中東動乱(6月5日ばつ発)を契機に流出に転じたためとみられている。

(注) 「調整項目」は、IMF方式(国際収支統計)における「誤差脱漏」に相当する部分(通常「基礎的収支」に属するもので、年間50~75百万ポンドの黒字)と「短期資本収支」に属する部分(流入は黒字)とからなる。

英国の四半期別国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

	1966年				1967年			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	△31	△76	△121	169	△18	△85		
経常収支	△31	△76	△121	169	△18	△85		
貿易収支	△85	△104	△115	152	△105	△119		
輸出(FOB)	1,289	1,217	1,209	1,395	1,344	1,339		
輸入(FOB)	1,374	1,321	1,324	1,243	1,449	1,458		
貿易外収支	54	28	6	17	87	34		
長期資本収支	△65	9	27	△33	4	42		
基礎的収支	△96	△67	△148	136	△14	△43		
調整項目	57	27	38	69	189	54		
金融勘定	39	94	110	67	175	△11		

(注) △印……赤字。

◇英国、賦払信用規制を緩和

英国政府は8月30日、耐久消費財に関する賦払信用条件の緩和を発表、翌31日から実施した。その概要は次のとおり。

(1) 頭金率の引下げ

自動車は30%から25%に、家具(マットレスを含む)は20%から15%に、家庭用電気器具(ラジオ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機等)は33%から25%に、それぞれ引き下げる。

(2) 賦払信用期間の延長

自動車は30か月から36か月に、モーター・サイクル

(3輪車を含む)は27か月から36か月に、家具および家庭用電気器具は24か月から30か月に、それぞれ延長する。

(3) リース契約に基づく先払い金額の引下げ

自動車は32週分から26週分に、モーター・サイクルと写真用機材以外の消費財は42週分から30週分に引き下げる。また、写真用機材(従来無規制)については新たに42週分の規制を設ける。

今回の規制緩和は、昨年7月の引締め以来3回目の措置で、この結果、全規制品目の頭金率と家具の賦払信用期間は昨年7月の引締め前の水準に復帰、自動車とモーター・サイクルおよび家庭用電気器具の賦払信用期間は、その水準よりさらに緩和されるに至った。

今次措置は、景気の停滞と失業の増大傾向に対処してとられたものとみられるが(注)、政府は、本措置が経済全体にさほどの影響を与えない範囲で関連産業に立直りの機会を与えるものと説明している。

(注) 英国 の賦払信用残高は、昨年5月末の1,370百万ポンドをピークとして以後逐月減少、本年6月末には、1,163百万ポンドとピーク比15%縮小している。なお、今回の緩和による信用増加額は約1億ポンドと見積もられている。

英国における賦払信用条件規制の推移(主要品目)

	自動車(注)		家 具		家庭用電気器具	
	頭金率	賦払信用期間	頭金率	賦払信用期間	頭金率	賦払信用期間
1966年	%	か月	%	か月	%	か月
2月6日以前	25	30	10	36	25	30
2月7日以降	25	27	15	30	25	24
7月20日	40	24	20	24	33%	24
1967年	30	30	20	24	33%	24
6月7日	25	36	15	30	25	30
8月31日	25	36	15	30	25	30

(注) モーター・サイクルの規制については、従来自動車と同一の推移をとどめてきたが、本年4月、業況の不振に対処して、自動車の規制緩和(6月)に先立ち頭金率25%、賦払信用期間27か月に緩和されている。

◇英国、地域雇用報償金制度を実施

英国政府は9月4日、地域雇用報償金(Regional Employment Premium)制度を実施に移した。本制度は、スコットランド、北アイルランドなどの後進地域に所在する製造業企業(manufacturing industries)に対して、その従業員の数および種類に応じて算定される報償金を支給することによって、当該企業の労働コストを引き下げる、その競争力を強化すると同時に、後進地域における雇用機会を増大させることをねらいとしている。報償金の支給は10月に開始される予定であり、支給総額は年間約100百万ポンドと見積もられている。

地域雇用報償金支給額

(従業員1人当たり、毎週)

	フル・タイマー	パート・ タイマー
成年男子	30シリング	
成年女子	15ヶ	
18歳未満の男子	15ヶ	
18歳未満の女子	9シリング 6ペニス	フル・タイ マーの半額

◇西ドイツ、1968年度連邦予算案を閣議決定

西ドイツ政府は、9月13日の閣議において、68年度の連邦予算案を決定した。今次政府原案の特色は次のとおり。

- (1) 財政規模は約806億マルク(ただし、第2次景気振興策関係の支出を含まない)と、67年度の予算規模(約770億マルク、ただし、第1次景気振興策関係の支出25億マルクを含む)に比し、約36億マルクの増加となっているが、増加率は4.7%と本年度(7.3%)を下回っている。なお、財政規模806億マルクは、さきに閣議決定をみた中期財政計画(8月号「要録」参照)の原案とまったく一致している。
- (2) 歳出の内訳をみると、比重の高い社会保障関係費の増加が目だっている(本年度比16億マルク増)が、他方軍事費(同14億マルク減)、運輸交通費(同5億マルク減)等はかなり切りつめられている。

1968年度の西ドイツ連邦予算案

(単位・億マルク)

項目	68年度 予算 (政府 原案)	67年度 予算	増減(△)
歳入	租税	673.5	645.0
	手数料	43.9	29.6
	負担平衡基金収入	15.0	15.0
	借入金および公債発行	74.0	80.5 △ 6.4
計		806.5	770.1 36.4
歳出	社会保障費	218.0	202.0
	軍事費	191.1	205.2 △ 14.1
	(うち西ドイツ国防軍費)	(181.7)	(195.9) △ 14.1
	運輸交通費	82.4	87.8 △ 5.3
	農業補助費	54.3	46.4 7.8
	後進国援助費	20.9	16.5 4.3
	科学技術関係費	19.3	16.7 2.5
	住宅建設費	15.5	15.6 △ 0.2
	その他とも計	806.5	770.1 36.4

(3) 歳入は、売上税から付加価値税への移行(明年7月から11%の課税が適用される)に伴う租税収入増を主因に本年度比6.3%増となっている。

(4) この結果、借入金ないし公債の発行は約74億マルクと、前年(80億マルク)ならびに中期財政計画の原案(約88億マルク)をかなり下回っており、一応財政の均衡化が指向されている。

なお、本予算案作成に際し、政府は、68年度のGDP成長率を名目6.5%、物価上昇率を1.0%と想定している。

◇ブンデスバンク、最低準備率を引下げ

ブンデスバンクは、9月7日の理事会において、以下のとおり最低準備率の引下げ措置を決定し、いずれも9月1日に遡及して実施することとした。

- (1) 帰蓄預金については、本年2月の水準の8%方、現行水準より引き下げる。
- (2) その他の預金については、本年2月の水準の2%方、現行水準より引き下げる。

今回の最低準備率引下げは、昨年12月の引下げ以来、第7回目の措置であり、これによる準備預金の解放額は約9億マルク(本年初以降の累積解放額は約66億マルク)と見込まれている。

今次措置の基本的なねらいは、①9月が例年法人税の納期に当たること、②景気振興策の実施に伴い公債の起債が増加するとみられること、を主因とする金融市場のひっ迫化に対処することにあるとみられる。

なお、今回の措置において帰蓄預金(Spareinlagen)に対する準備率の引下げ幅を、その他の預金に対する準備率の引下げ幅よりも大きくしたのは、昨年12月の引下げに際し、帰蓄預金に対する準備率のみが据え置かれた点

西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 300百万マルク以上	9.28 (9.50)	7.13 (7.30)	6.40 (6.55)		
(2) 30~300百万マルク未満	8.55 (8.75)	6.40 (6.55)	5.72 (5.85)		
(3) 3~30百万マルク未満	7.86 (8.05)	5.72 (5.85)	4.98 (5.10)		
(4) 3百万マルク未満	7.13 (7.30)	4.98 (5.10)	4.30 (4.40)		
				4.30 (4.80)	3.60 (4.00)

(注) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による。

I ……中央銀行支店、出張所所在地。

II ……その他の地域。

が考慮されたためである。

◇ ブンデスバンク、中期国債を公開市場操作対象証券に採用

- ブンデス銀行は、8月29日、連邦、連邦鉄道および連邦郵便の発行による中期債(Kassenobligation、期間は通常3~4年)のうち、残存期間が18か月以下のものを、ブンデス銀行法第21条による公開市場操作対象証券として採用する旨決定した。(注1)

ブンデス銀行は今回の決定に際し、本措置は現在流通中の連邦(鉄道、郵便を含む)中期債約42億マルクならびに今後発行される連邦中期債すべてを対象とするものであり、中期債市場の形成を容易ならしめるための措置である旨の公式コメントを発表した。

- 西ドイツにおける債券市場の育成等については、かねてから、ブンデス銀行と市中金融機関との間で検討が進められており、その一環として中期債の専門売買機関の設立構想が浮かび上がっていたが、8月24日のブンデス銀行理事会において、ブンデス銀行が同専門機関に供与する債券担保貸付の期間を、市中銀行側の希望する3か月とすることに難点があるため(注2)、上記構想は当面見送りの形になったと伝えられている。したがって、今次措置はこれに代わって実施されたものとみられているが、ブンデス銀行が専門売買機関を通じて買オペを行なうことも可能性としては考えられないではなく、専門売買機関の構想が最終的に否定されたかいなかはなお明らかではない。

(注1) ブンデス銀行法第21条では、中・長期債もブンデス銀行の公開市場操作対象証券となしる旨定められているが、実際にはこれまで、大蔵省証券、割引國庫債券(期間6か月~2年)等短期証券のみが対象証券となっていた。

(注2) ブンデス銀行法第19条では、ブンデス銀行の債券担保貸付の期間を最長限3か月とする旨定められているが、実際には原則として1か月以内の返済を条件として運用されている。

◇ フランス、1968年度予算案を閣議決定

フランス政府は、9月13日の閣議において明年度(暦年)予算案を決定した。

同予算案の特徴は次のとおり。

- 一般予算、融資予算を合わせた予算総額では、歳出1,285億フラン、歳入1,267億フランと18億フランの赤字となっており、当初予算としては1965年以来維持されてきた均衡財政のたまえがくずされていること。
- 歳入面では、労働者に対する企業収益の還元制度に基づく還元額の課税免除、明年7月以降実施されるEECの域内関税全廃等による収入減を主因に、増加率は、7.7%と小幅にとどまっていること。

- 歳出の増加率(9.3%)は、上記歳入の伸び悩みを映して本年度の増加率(11.1%、いずれも前年度当初予算比)をやや下回っているものの、一般予算中の財政投資(+11%)および融資予算中の経済社会開発基金貸付(+39%)の増加が織り込まれ、また、所得税について税額千フラン以下の納税者(約5百万人)に対し、一律百フランの減税が決定されているなど、景気刺激的性格のものとなっていること。

フランスの1968年度予算案

(単位・億フラン)

		1967 年度 (当初 予算)	1968 年度 (當初 予算)	前 年 度 增減(△)率(%) 1967/ 1966	1968/ 1967
一 般 予 算	歳 出	1,138	1,245	12.7	9.4
	うち一般民生費	733	807	10.4	10.1
	財政投資	168	187	35.5	10.9
	軍事費	236	250	7.3	6.1
歳 入	歳入	1,156	1,246	10.4	7.8
	収支じり	+ 19	+ 1	—	—
融 資 予 算	歳 出	38	40	△ 34.7	6.1
	うち住宅貸付	9	13	△ 66.7	△ 65.0
	経済公社	18	25	12.5	38.6
	開発基金貸付	17	21	13.3	3.3
歳 入	歳入	1,176	1,267	10.6	7.7
	収支じり	- 18	- 19	—	—
合 計	歳 出	1,176	1,285	11.7	9.3
	歳 入	1,176	1,267	10.6	7.7
計 収 支 じ り		—	- 18	—	—

◇ フランス、企業の国際競争力強化策等を決定

フランス政府は、かねてから特別権限法(6月号「要録」参照)に基づき、企業の国際競争力強化、信用供与方式の簡略化、証券市場の改革等に関する施策の検討を進めてきたが、8月30日の閣議でその具体的な内容を決定した。今回決定をみた施策の概要は次のとおり。

- 企業の合併と業種転換に対する税制上の優遇等
 - 合併および業種転換に伴って生ずる各種課税につき、新たに免除および延納措置を実施する。
 - 合併の際社債の償還請求が集中するのを回避するための措置を実施する。
- 信用供与方式の簡略化
 - ジレ委員会の勧告に基づき、昨年12月から新信用供与方式(注3)が部分的に導入されているが、同方式の全面実施のため次のような制度改革を行なう。
 - 売掛債権の集計書に強制取立権(facture proteste)

table)を付与し、債権者(銀行または売り手)が集計書により買い手に対し売掛債権を取り立てうこととする。

ロ.集計書を担保とする約束手形をフランス銀行による再割引の対象とするため、フランス銀行の再割適格要件を一部改正し、再割適格手形関係人を従来の3名から2名とする。

(注) 取扱手続が繁雑な手形割引に代わる方式としてシレ委員会が勧告したもので、商品の売り手は決済期日の接近している売掛債権を集計書の形でとりまとめ、その集計書金額に相当する額の銀行あて約束手形を振り出し、銀行から所要資金の貸付を受ける方式(66年12月号「要録」参照)。

(2) 中期信用手形のフランス銀行における取扱手続を簡略化する(従来3か月ごとに手形の書換えを要したのを省略する)。

3. 証券市場の改革

- (1) 大衆株主の保護を図るため、市場の監督に当たり、かつ上場会社の経理内容の発表状況を規制する機関として証券取引規制委員会(Commission des Operations de Bourse)を創設する。
- (2) 企業収益の一部を労働者に還元する制度が発足することとなったのに伴い、市場における自己株式の買入れを認める(ただし資本金の10%以内)。
- (3) 増資のために積み立てる準備金に対する課税を軽減する(12→7%)。
- (4) フランスで支払われる外国証券の配当・利子に対する課税(従来33%)を停止する。

4. 企業の更生手続の簡略化

経営困難な状態にある企業に対し、強制和議の手続きを導入して更生手続を簡略化する。

5. 後進地域開発の促進

- (1) 企業の地方への進出が、後進地域の開発と雇用の増大に寄与すると認められる場合には、当該企業に対する投資プレミアムを増額する。
- (2) 停滞の顕著な地域(ノール、ロレーヌ、ロワール)に開発促進機関を創設する。
- (3) クレディ・アグリコル(農業中央公庫)の融資わくを拡大する。

◇スイス国民銀行、市中貸出規制を廃止

スイス国民銀行は、このほど市中金融機関に対し、本年1月来実施してきた市中貸出規制(注)(Kreditrichtlinien)の運用を廃止する旨申し渡した。

今次措置決定の理由は、国内の景気調整の進展(本年第2四半期の鉱工業生産は、前年同期比1%増、第1四半期は同3%増)を映じて、市中金融機関の貸出の増勢

が鈍化していることにある。すなわち、8月末現在の市中金融機関の貸出増加額は、66年末残高の3%と、規制限度の7%(注)をはるかに下回っており、今後年末にかけて季節的に増加することを考慮しても、7%をこえることはまざないと判断されるに至った。なお、スイス国民銀行は、さる7月10日以降、公定歩合を3.5%から3.0%に引き下げている(8月号「要録」参照)。

(注) スイス国民銀行は、「景気抑制法」の失効(本年3月末)に伴い、市中金融機関との間で、本年1年間の貸出増加額を66年末の貸出残高の7%の範囲内におさえるよう申し合わせていた(詳細は、2月号「要録」参照)。

◇ベルギー国民銀行、公定歩合を引下げ

ベルギー国民銀行は9月13日、公定割引歩合、政府証券担保貸付金利を一律0.25%引き下げ(公定割引歩合4.5→4.25%)、翌14日から実施する旨発表した。

今回の公定歩合引下げ措置は本年にはいって4度目のもので、この結果同国の公定歩合は63年11月~64年7月の水準となった。

ベルギー経済は、西ドイツ・オランダ向け輸出(両国でベルギー全輸出の45%、輸出はGNPの約40%を占める)の不振を主因に昨秋来停滞を続け、年初来3度の公定歩合引下げおよび財政面からの景気刺激策(法人税等の軽減、財政投融資の拡大など)にもかかわらず、最近の工業生産指数は前年を下回り、企業の設備投資も減退

ベルギー国民銀行貸付金利の推移

(年利・%)

	1967年			
	2月 2日	3月 23日	5月 11日	9月 14日
(1) 割引				
銀行引受手形				
銀行を支払場所とするもの	5.00	4.75	4.50	4.25
〃 しないもの	5.75	5.50	5.25	5.00
国民銀行が認証した輸出貿易手形	4.50	4.25	4.00	3.75
〃 輸入貿易手形	5.00	4.75	4.50	4.25
約束手形				
銀行を支払場所とするもの	6.25	6.00	5.75	5.50
〃 しないもの	6.75	6.50	6.25	6.00
(2) 貸付				
130日以内満期の大蔵省証券担保(掛目95%)	6.00	5.75*	5.50	5.25
130日超366日以内の上記証券担保(〃 95%)	6.25	6.00*	5.75	5.50
その他の上記証券担保(〃 80%)	6.75	6.50	6.25	6.00

*印は4月20日引下げ。

傾向を続けている。

今次措置は、こうした国内景気の現状にかんがみ、輸入の減少から国際収支が改善に転じた好機をとらえ、景気刺激を意図して実施されたものである。

アジア諸国

◇インドネシア、輸出入制度を改正

インドネシア政府は、7月29日、最近の輸出の伸悩みに対処して昨年10月以降施行した経済再建のための一連の諸規定のうち、輸出入に関する規定をかなり大幅に改正した。おもな改正点は次のとおり。

- (1) B E (Bounds of Export)交付に関する輸出品分類リストの変更および輸出ボーナス交付率の引上げ

従来の規定では、輸出品目は三つのカテゴリーに分類され、輸出ボーナス交付率は第1類50%、第2類75%、第3類90%であったが、今次改正によりA類(ゴム、たばこ、コブラ、コーヒー、こしょう、やし油、やし種、ダイヤモンド、すず)とB類(A類および金、銀以外の輸出品)に2分され、輸出ボーナス交付率はA類75%、B類90%とされた。

- (2) 輸出手続きの簡素化

運搬許可書、取引通知書、通貨契約書を全廃する。

- (3) 必需品に対し関税を賦課しないこととする一方、ぜいたく品に対する関税率を、B E レートに準じて引き上げる。

- (4) 借款B Eによる輸入促進のため、従来の市中銀行に対する輸入金融禁止措置を緩和し、輸入業者に対するB E調達のための貸付を認める。またB E取得の際の担保金払込率は消費物資50%、非消費物資25%とする。

- (5) 輸出促進のため、輸出入業者が直接、通関・出船手続きをとれることとし、運輸業者による輸送面の独占を排除する。

なお、上記諸規定の改正は、従来の輸出手続きを繁雑で、かつ輸出入業者にじゅうぶんなインセンティブを与えるものでなかったことや、きびしい金融引締め措置の影響で貿易金融もひっ迫していた事情にかんがみ、輸出の回復を図るために実施されたものである。

共産圏諸国

◇コメコン銀行の活動状況

このほど、コメコン銀行の第3次年次報告が発表された。コメコン銀行は、域内の多角決済の実施を主たるねらいとして1964年1月から業務を開始したものである

が、同行はこの決済業務のほか預金取引、融資業務などをを行なっている。まずその主たる業務である決済業務をみよう。

昨年の同行を通ずる貿易決済額は227億ルーブルで、65年の226億ルーブルに対し微増にとどまった。このことは、コメコン諸国相互間の経済交流が不活発であったことを示すものであろう。このうち多角決済による部分がどの程度に上るかについては明らかにされていないが、その大部分は従来どおり2国間決済で行なわれたものとみられる。というのは多角決済を行なうための基本的条件である価格制度に問題があり、いまのところコメコン内の統一価格体系が確立されていないからである。

次に同行の外銀との取引状況をみると、昨年中外銀が同行に開設した当座勘定口座数は前年比27%の増加といわれ、一方コメコン銀行が外銀に開設した口座数は37%増で、結局昨年中における同行の自由交換可能通貨での取引総額は、ルーブルに換算して38億振替ルーブルに達し、65年の20億振替ルーブルを大幅に上回った。この結果、同行の純利益金は約130万振替ルーブルと前年の25万振替ルーブルを上回った。なお、昨年4月の同行銀行会議(最高管理機関)で、資本金の10%を金または交換可能通貨で払い込むことが決定されたが、これは昨年中に払込みを完了した模様である。

◇ブルガリア、銀行制度を改革

このほど明らかにされたところによれば、本年1月ブルガリアで銀行制度の改革が行なわれ、従来主として企業に対する設備資金の供与業務を行なっていたブルガリア投資銀行は、中央銀行であるブルガリア人民銀行に統合された。これにより、ブルガリアの銀行数は上記ブルガリア人民銀行のほかに、貿易金融を行なうブルガリア外国貿易銀行と、一般大衆の貯蓄機関である国家貯蓄金庫の三つとなった。

これまでブルガリアでは、企業の設備資金は、中央銀行であるブルガリア人民銀行からの銀行融資のほかに、投資銀行からの財政資金の無償供与と一部融資とによりまかなわれていた。このように設備資金が二つの銀行窓口から供給されていたため、設備資金の管理面でいろいろな欠陥(二重投資など)がみられた。今回の措置はこうした欠陥を排除してその統一的管理を行ない、また、設備資金の財政資金からの無償供与制を改め、これを漸次銀行融資制に切り替え、資金の効率的使用を図ることをねらいとしたものとみられている。

〔参考〕

東南アジア・大洋州諸国の大貨保有高の推移

(単位・百万ドル)

	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	年初来
イ　ン　ド	665	512	607	498	599	608	⑦ 593	△ 15
パ　キ　ス　タ　ン	277	280	308	244	221	200	⑧ 169	△ 31
セ　イ　ロ　ン	90	85	75	51	73	43	⑧ 49	6
イ　ン　ド　ネ　シ　ア	139	135	51	—	—	—	—	—
マ　レ　ー　シ　ア	—	—	889	849	903	858	⑥ 781	△ 77
シンガポール	—	—	—	—	304	345	—	—
フィリピン	54	75	110	123	189	194	⑧ 192	2
タ　イ	454	523	576	660	739	924	⑧ 1,037	113
ブルマ	95	154	186	215	181	184	⑧ 166	△ 18
南ベトナム	175	153	175	141	178	307	⑦ 363	56
台湾	136	114	227	297	300	337	⑥ 392	55
韓　国	207	169	132	136	146	245	⑧ 312	67
大洋州2か国計	1,457	1,530	1,985	2,072	1,628	1,663	1,610	△ 53
豪　州	1,320	1,358	1,842	1,906	1,531	1,568	⑧ 1,487	△ 81
ニュージーランド	137	172	143	166	97	95	⑧ 123	28

(注) 1. 年末または月末残高。
2. ○印内数字は最近月を示す。